

新上五島町若者新規就労支援奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町において、若者の減少が著しいなか、町内での就労を積極的に推進し、若者を呼び込み活気あるまちづくりを推進することを目的に、町内の事務所又は事業所（自営も含む。以下「事業所等」という。）に新規就労する者に対し、奨励金を交付することについて、新上五島町補助金等交付規則（平成16年新上五島町規則第39号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者 新規学卒者又は移住者で40歳未満の者をいう。
- (2) 新規学卒者 町民である者が、中学校以上の学校を卒業（義務教育以外は中退者を含む。）し、引き続き町内に住所を有する者をいう。
- (3) 移住者 町外で1年以上就学又は就職した後、転入し、町内に住所を有する者をいう。
- (4) 奨学金返還者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校（以下「高校・大学等」という。）の在学中に借り入れた日本学生支援機構の奨学金又は地方公共団体が設置する奨学金（以下「奨学金」という。）を返還する者をいう。
- (5) 定住 36月以上にわたり町内に住所を有し、かつ継続して居住することをいう。
- (6) 新規就労 新規学卒者又は移住者が町内の事業所等に初めて就職することをいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。ただし、国及び地方公共団体に勤務する正規職員は除く。

- (1) 町内に住所を有している者、又は移住者で定住の意志がある者
- (2) 受給資格登録申請日において、40歳未満の者
- (3) 平成28年4月1日以降に町内の事業所等に新規就労し、通算36月以上の就労実績がある者又は通算36月以上の就労実績が見込まれる者。ただし、居住又は転入事由が事業所の人事異動又は研修異動等の者を除く。
- (4) 過去において、本奨励金の支給がなされたことがない者

(5) 町税等を滞納していない者

(6) 前5号の交付対象者のうち、奨学金の返還を行っている者又は奨励金受給資格登録を申請する年度内に奨学金の返還を開始する者で、奨学金の返還を遅滞なく行っている者

(奨励金の交付対象期間及び額)

第4条 奨励金の交付対象となる期間及び額は、別表のとおりとし、同表左欄に掲げる要件を満たした場合に限り、同表右欄に定める期間及び額とする。

(交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、奨励金受給資格登録申請書（様式第1号）を就職日から1年以内に町長に提出するものとする。ただし、農業、水産業、商業等自営の場合は、就労届書（様式第2号）を併せて提出するものとする。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票謄本及び事務所又は事業所の在職証明書

(2) 奨学金返還者においては、奨学金返還計画書又は奨学金返還証明書

3 町長は、前項に規定する申請書を受理したときには、当該申請書の審査を行い、適当と認めるときは、奨励金受給資格登録認定書（様式第3号）を交付するものとする。

4 前項の認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には奨励金受給資格登録変更（中止）申請書（様式第4号）を町長に速やかに提出するものとする。

(1) 奨学金に係る返還計画を変更しようとするとき。ただし、奨励金の額に変更のないものは、この限りではない。

(2) 本町から転出しようとするとき。

(3) 離職又は就労状況等に変更があったとき。

5 町長は、前項に規定する変更申請書を受理したときには、当該申請書の審査を行い、適当と認めるときは、奨励金受給資格登録変更（中止）認定書（様式第5号）を交付するものとする。

6 前4項または前項の認定を受けた者は、就職後36月を経過した日から1年の間に交付申請書（様式第6号）を町長に提出するものとする。ただし、奨学金返還者においては、年度毎に交付申請書及び奨学金返還証明書を町長に提出するものとする。

7 奨学金返還者においては、前項の申請書の提出は、原則として毎年4月とする。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条による交付申請書を受理したときは、資格要件等の調査を行い、適当と認めるときは、交付決定通知書（様式第7号）を申請者に対して通知

するものとする。

(奨励金の請求)

第7条 申請者は、交付決定通知書受理後、奨励金請求書(様式第8号)により奨励金の請求を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 奨励金の交付決定後、交付対象期間内に本町外へ転居又は転出したとき。
- (2) 奨励金の交付決定後、交付対象期間内に町内で就労しなくなったとき。
- (3) 奨励金の交付決定後、交付対象期間内に奨学金の返還に遅滞が生じたとき。
- (4) 提出した書類に虚偽その他不正があったとき。

(奨励金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る奨励金がすでに交付されているときは、交付決定者に対し、奨励金返還命令書(様式第9号)により、奨励金の全部または一部の返還を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

区分	要件	奨励金の交付対象期間及び額
新規就労 奨励金 (奨学金返 還者以外)	新上五島町に住所を有する 者で町内の事業所等に新規 就労し、通算36月以上就労実 績がある若者	100,000円 奨励金の交付は同一交付対象者に対 し1回限りとする。
新規就労 奨励金 (奨学金返 還者)	新上五島町に住所を有する 者で町内の事業所等に新規 就労し、通算36月以上の就労 実績が見込まれる若者であ り、町内事業所等に就職又は 自営を開始した日から起算 して、36月を経過する日まで にかかる元金及び利子(対象 奨学金返還金に係る元金及 び利子をいう。)を返還計画 に従って返還する者	<p>(1) 奨励金を受給する年度の前年度 の期間中に返還すべき奨学金等の 返還金額とし、年間20万円を限度 とする。ただし、奨励金を受給す る年度の前年度において新上五島 町に居住した期間又は町内事業所 等において就労した期間が1年に 満たない場合は、返還金額を居住 月数又は就労月数のうちいずれか 短い方の期間内(1月に満たない 場合は切り捨てるものとする。) に返還した金額を支給対象の返還 金額とする。</p> <p>(2) 繰上返還等による奨学金等の返 還額は、前号に規定する期間中に 返還すべき奨学金等の返還金額に 含まないものとする。</p> <p>(3) 交付対象期間は、奨励金の交付 の対象となった最初の月から起算 して36月を限度とする。</p>